

一般社団法人バーチャルキャラクターエンターテインメント協会会員規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人バーチャルキャラクターエンターテインメント協会(以下、「当法人」という)の定款第12条により定める規則であり、当法人定款第5条の会員に適用される。

(会員の種類)

第2条 当法人は次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的及び活動主旨に賛同して入会した法人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的及び活動主旨に賛同して入会した法人・個人事業主または団体

(入会)

第3条 当法人に入会しようとする者は、当法人所定のフォームに必要事項を記入し、理事会の承認を経なければならない。

(入会の不承認)

第4条 次の各号に掲げるいずれかの場合に、当法人は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込み時の申告事項の記載に虚偽があった場合
- (2) 入会申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力であることが判明した場合
- (3) その他当法人が、入会を認めることを不適当とする事由があると判断した場合

(会費)

第5条 会費は年会費とし、金額を次のとおりにする。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 正会員（法人又は団体） | 300,000円 |
| (2) 賛助会員（法人又は団体） | 150,000円 |
| (3) 賛助会員（個人） | 50,000円 |

2 入会費については無料とする。

3 年会費は当法人が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に、一括して振り込む方法により支払うものとする。

4 年会費の期間は4月1日から3月31日までの1年間とする。なお、入会の初年度は、入会日より年会費を次の計算するものとする。

入会日：4月1日から6月30日まで本条第1項の年会費の全額

7月1日から9月30日まで 75%

10月1日から12月31日まで 50%

1月1日から3月31日まで 25%

5 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。事業年度の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。ただし、会費納入後に、理事会による入会の承認が得られなかった場合は、この限りでない。

(会員代表者)

第6条 正会員は、権利を行使する1人の者（以下、「会員代表者」という。）を定め、当法人所定の会員代表届出書を理事会に届け出なければならない。ただし、権利を行使する者は、当該会員の役員又はこれに準ずる者に限る。

2 前項の会員代表者を変更した場合は、当法人所定の会員代表者変更届書を速やかに提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会のための所要手続きを行い、任意にいつでも退会できる。

(特典)

第8条 当法人は、会員に対し、会員特典を設定することがある。

(禁止事項)

第9条 会員は、次のことをしてはならない。

- (1) 当法人の事前の承諾なしに、当法人の名称・略称・マーク・ロゴタイプを使用すること
- (2) 当法人の事前の承諾なしに、当法人の同種又競業する業務・活動を行うこと
- (3) その他、当法人の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行動をとること

(本規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

本規則は、令和7年5月1日より施行するものとする。